

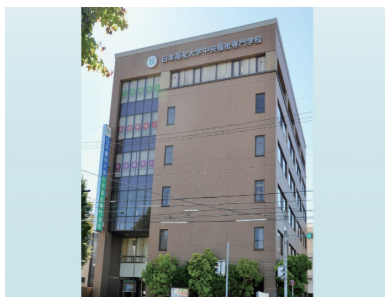
## 研修日程

開催形式	日程	開催日	会場
オンデマンド	A・B・C共通	9月1日(月)～10月3日(金)	オンライン (オンデマンド動画配信)
対面 集合型 研修	A日程	10月9日(木)	日本福祉大学 中央福祉専門学校
		10月10日(金)	
		11月5日(水)	
		12月11日(木)	
		12月12日(金)	
	B日程	10月15日(水)	岡谷鋼機 名古屋公会堂
		10月16日(木)	
		11月18日(火)	
		12月16日(火)	
		12月17日(水)	
	C日程	10月22日(水)	豊橋 商工会議所
		10月23日(木)	
		11月21日(金)	
		12月18日(木)	
		12月19日(金)	

### 会場集合型 会場について

#### 【A日程】

日本福祉大学  
中央福祉専門学校



〒460-0012  
愛知県名古屋市中区千代田 3-27-11  
JR・地下鉄「鶴舞」駅から徒歩 5分

#### 【B日程】

岡谷鋼機  
名古屋市公会堂



〒466-0064  
愛知県名古屋市昭和区鶴舞 1-1-3  
JR・地下鉄「鶴舞」駅から徒歩 2分

#### 【C日程】

豊橋  
商工会議所



〒440-8508  
愛知県豊橋市花田町字石塚 42-1  
JR・名鉄・渥美線  
「豊橋」駅から徒歩 8分

# 令和7年度

## 愛知県

# 相談支援従事者 初任者研修

研修詳細  
お申込みは  
こちらから



「改訂 障害者相談支援従事者研修テキスト 初任者研修編」  
著者名：小澤温 出版社：中央法規 3,850円(税込)  
※テキスト代は別途ご自身でご負担いただきます。  
なおテキストはご自身でご購入の上、  
ご準備をお願いいたします。



### 《研修実施主体》

学校法人日本福祉大学 社会福祉総合研修センター  
(愛知県相談支援従事者初任者研修指定事業者)

〒460-0012 愛知県名古屋市中区千代田 5-22-35

TEL : 052-242-3069 / FAX : 052-242-3020 / Mail:kensyuc@ml.n-fukushi.ac.jp

# 愛知県相談支援従事者初任者研修について

## 相談支援従事者初任者研修とは？

障がい者やその家族の相談支援を行うために必要な知識や技術を学ぶための研修です。  
相談支援従事者研修には3種類あり、まず初めに相談支援事業に従事しようとする方に向けた研修として「相談支援従事者初任者研修」があります。

## 研修の目的は？

地域の障害者等の意向に基づく地域生活を実現するために、必要な保健、医療、福祉、就労、教育などのサービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術を習得することを目的としています。

## 研修概要について

### 申込期間

6月9日(月)  
～  
7月11日(金)

### 開講形式

e-ラーニング研修  
(オンデマンド動画)  
+  
会場集合型研修 ※1

### 受講料

60,000円  
(税込)※2

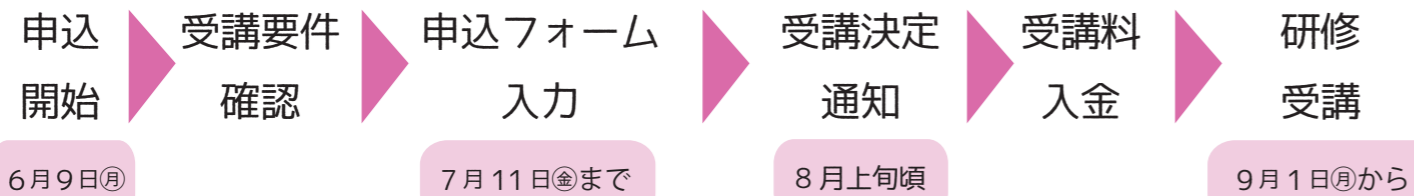
### 定員

350名

※1 e-ラーニング研修と会場集合型研修のほか、研修期間中にインターバル実習があります。

※2 テキスト代は別途ご自身でご負担いただきます。なおテキストはご自身でご購入の上、ご準備をお願いいたします。

## 申込み～受講決定までの流れ



※ 愛知県内に所在する事業所に従事し、次ページに記載している受講要件を満たしている方が対象となります。

※ お申込みは受講を希望する方の所属機関(団体・法人・事業所等)から行っていただきます。  
個人でのお申込みは受け付けられませんのでご注意ください。

※ 受講が決定した方には、通知と併せて受講料入金のご案内を送付いたします。必ず期限内にご入金ください。

# 受講要件

※下記の要件1・2の両方を満たす方が本研修をお申込みいただけます。

## 要件1

下記の1・2・3のいずれかに該当する方

1 指定相談支援事業所、指定重度障害者等包括支援事業所及び基幹相談支援センターに現に勤務する者であって、相談支援従事者として継続的に従事できる(少なくとも2年以上)見込みのもの

2 令和8年3月31日までに厚生労働省告示の実務経験を満たし、かつ令和8年3月31日までに指定相談支援事業所の相談支援従事者になる予定の者(相談支援従事者として継続的に従事できる(少なくとも2年以上)見込みのある者に限る。)であって、次のいずれかに該当する者

- (ア) 指定障害福祉サービス事業所又は地域活動支援センターに勤務する者
  - (イ) 障害者就業・生活支援センターに勤務する者(※)
  - (ウ) 指定障害児通所支援の事業所に勤務する者
  - (エ) 指定障害児入所施設の施設に勤務する者
  - (オ) 保険医療機関に勤務する者であって主に障害児者の相談支援業務に従事している者
  - (カ) 発達障害支援指導者の認定を受けた者
  - (キ) 発達障害者支援センターに勤務する者(※)
  - (ク) (ア)～(キ)の事業所に勤務していないが、障害福祉に関して相当の見識があり、研修受講後の翌年までに指定相談支援事業所の相談支援従事者として勤務が確実な者
- ※国が定める地域生活支援事業実施要綱に基づき実施されるものをいう

## 3

市町村の障害児者相談支援窓口職員

## 要件2

障害児者の個別事例の準備

個別事例は次の条件を満たしている事例を準備してください。  
また事例作成にあたっては、氏名、事業所名を匿名化するなど個人情報の保護にご配慮ください。

- 複数のサービス(インフォーマルを含む)を利用する事例であること
- 受講者自身が訪問しアセスメントしていること
- 受講者自身がケアプランを作成していること
- 終結していないこと

## 修了証の交付

※下記の要件1・2・3の全て要件を満たす方を修了者として認定し、修了証を交付します。

### 要件1

受講が決定した研修日程の全ての日程・時間を受講すること

### 要件2

定められた期限までに課題を提出すること

### 要件3

受講態度が良好であること  
遅刻・中抜け・早退・欠席・態度不良の場合、受講を取り消します